

「関川村消防団協力事業所表示制度」スタート



全国的に、地域防災の中核的存在である消防団の団員数が年々減少しており、地域の防災体制が憂慮されています。これに関し、団員の約7割が被雇用者ということもことから、被雇用者が入団しやすく、かつ団員として活動しやすい環境の整備が求められています。

そこで、関川村でも平成27年12月10日に「消防団協力事業所表示制度」を導入しました。この制度は、勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、事業所としての消防団への協力が、事業所の社会貢献として広く認められるものです。これにより事業所の信頼性が向上するとともに、事業所の協力により地域防災体制の一層の充実が図られます。

なお、消防団協力事業所には、左記の表示証が交付されます。

村内表示証交付事業所名	認定月日	村内表示証交付事業所名	認定月日
(株)石山建設	平成27年12月10日	(有)加賀屋電気	平成27年12月18日
(有)高橋建材	平成27年12月10日	(株)渡辺組	平成27年12月18日
(株)大藤組	平成27年12月10日	(株)丸勝建設	平成27年12月21日
(株)丸弥組	平成27年12月17日		

※下記基準のいずれかに適合が必要です。

認定条件（協力内容）

- ① 消防団員が3人以上、又は副部長以上の職にある従業員を雇用している事業所等であること。
- ② 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等であること。
- ③ 災害協定を締結している事業所等、又は災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供する等の協力をを行う事業所等であること。
- ④ その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していること。



ちぐら館前のWi-Fi搭載型飲料自動販売機の概ね30m圏内で、スマートフォンなどによるインターネット利用時、Wi-Fiに接続すると通信料が無料になるものです。昨年末から利用可能となり、ゆくむ館内の一部でも利用することが可能です。

(公財)自然環境管理公社では、ちぐら館前にWi-Fi搭載型飲料自動販売機を設置しました。これは、道の駅利用者の利便性を図るため設置されたもので、ここから道路情報や道の駅情報、地域観光情報など均一なサービスを提供するものです。

新潟県内では、38カ所ある道の駅のうち、14カ所で無料Wi-Fiが利用できるようになっていきます。また、この自動販売機は、「災害対応」にもなっており、災害による停電時に手動で発電をすることができ、スマートフォンなどの充電も可能となります。

(公財)自然環境管理公社は、「全国的に飲食店や商業施設では導入が進んでいます。足湯などで休憩しながら、道の駅スポットを利用してもらいたい」と話していました。



▲ちぐら館に貼付されているマーク

ちぐら館に無料Wi-Fi
(無料公衆無線LAN)を設置

学校からのお知らせ

今月は関川小学校からの紹介

道徳の授業を参観して いただきました！

12月4日(金)の授業参観において、全学級で、人権教育、同和教育に関する道徳の授業を参観していただきました。

子どもたちは、学年に応じた資料をもとに人権について考え、「差別を許してはいけない」「相手を思いやって行動しなければならない」といったことを再確認することができました。

保護者の方に参観していただいたことで、家庭でも人権について考えるよい機会になったことと思います。今後も家庭や地域と連携して人権教育、同和教育を推進してまいります。



収穫祭を行いました！

12月16日(水)、5年生は米作りでお世話になった指導者、ボランティアの皆様をお招きして、収穫祭を行いました。

収穫したお米で作ったおにぎりやのり巻きなどを食べながら楽しく歓談し、お米クイズや出し物で盛り上がり、出席された方々も大変喜んでくださいました。

子どもたちは、1年間の米作りを通して、貴重な体験をすることができました。お世話になった皆様に心から感謝申し上げます。



人権擁護委員を紹介します



渡邊のり子さん(沢)



田村健一さん(平内新)

1月1日付けで、田村健一さん(平内新 ☎ 64-1546)と渡邊のり子さん(沢 ☎ 64-2726)が人権擁護委員に就任されました。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する無報酬の非常勤特別職です。任期は3年で、「人権擁護委員法」に基づき、様々な分野の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権が侵害されないように配慮して、人権を擁護していくために啓発・相談などの活動を行います(相談は無料で、秘密は固く守られます)。

村の人権擁護委員は3人で、石山キンさん(下川口 ☎ 64-1194)も活動されています。

相談の受付は、常設相談所として「新潟地方法務局村上支局」や「各委員」が相談を受け付けているほか特設相談所として、年3回程度、村内の公共施設などで相談所を開設しています(特設相談所の開設は、随時、広報紙でお知らせします)。

※人権相談は人権擁護委員へ

新潟地方法務局村上支局(☎ 53-2390)でも随時受け付けています。

いきいきした職場環境実現の ためにストレスチェックを 受けましょう！

労働安全衛生法の改正により、平成27年12月1日から、労働者50人以上いる事業所では、毎年1回、ストレスチェックを実施することが義務付けられました。従業員のみなさんはチェックを受けて、ストレスの状態を把握しましょう。

※ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策に関する詳細は下記アドレスをご覧ください。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/etc/kaiseianeihou.html>

こころの耳

検索

【問い合わせ先】

新潟労働局健康安全課 ☎ 025-288-3505